

## 平成25年度から適用される市・県民税に係る税制改正

### 上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の適用期間の延長

上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率（住民税3%・所得税7%）の廃止が平成23年12月末から平成25年12月31日まで2年間延長されました。

### 更正の請求などの期間延長

法人市民税、市たばこ税について、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」をすることができます。

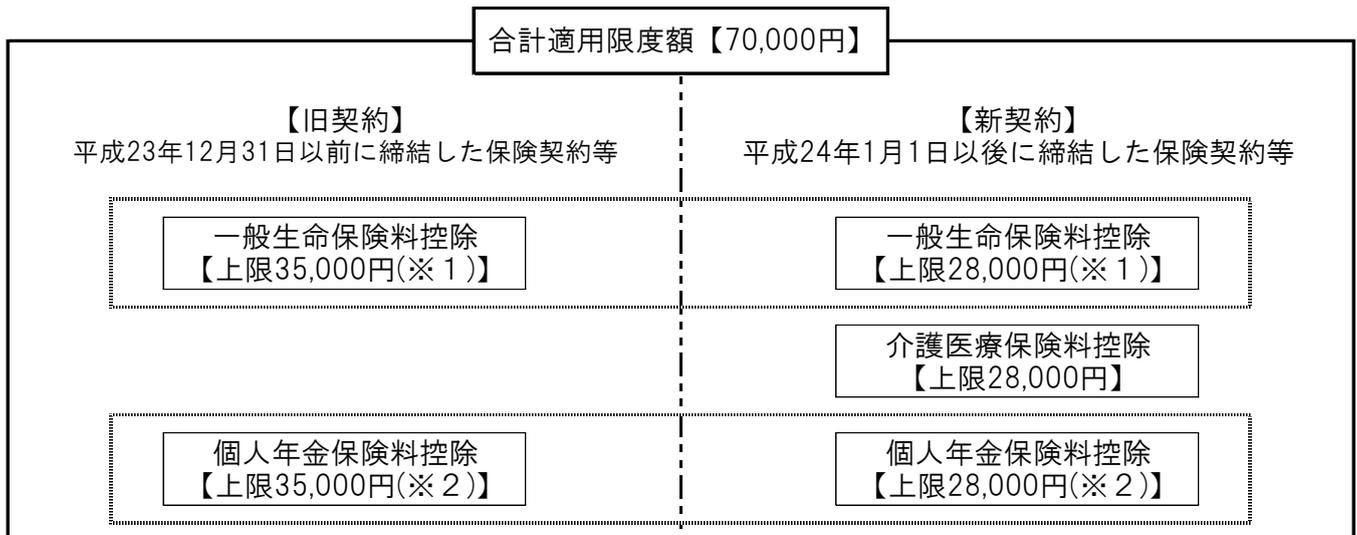
請求ができる期間は1年（現行）から5年に延長されました。対象は、平成23年12月2日以降法定納期限が到来するものが対象となります。

### 生命保険料控除制度の改正

市民税・県民税の生命保険料控除が、これまでの「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除から、介護保障・医療保障を内容とする「介護医療保険料控除」が設けられます。

また、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除から、控除の上限額はそれぞれ28,000円に変更されます。なお、合計適用限度額については現行どおり70,000円です。

控除される額は図のとおり変更となります。詳しいことは、生命保険会社から送られる「生命保険料控除証明書」をご覧ください。



※1：一般生命保険料控除について、新契約と旧契約の双方の控除の適用を受ける場合の上限は28,000円

※2：個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の控除の適用を受ける場合の上限は28,000円

### ①新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に係る控除額

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ下記の表1のとおり計算します。

表1

支払保険料等の金額	控除額
12,000円 以下	支払保険料等の金額
12,000円 超 32,000円 以下	支払保険料等の金額×1/2+6,000円
32,000円 超 56,000円 以下	支払保険料等の金額×1/4+14,000円
56,000円 超	一律28,000円

### ②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除額

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については、従前の計算方法が適用されます。一般生命保険料及び個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ下記の表2のとおり計算します。

表2

支払保険料等の金額	控除額
15,000円 以下	支払保険料等の金額
15,000円 超 40,000円 以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円
40,000円 超 70,000円 以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円
70,000円 超	一律35,000円

### ③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

一般生命保険料及び個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方に加入している場合、控除額はそれぞれ下記の表3の(ア)~(ウ)のいずれかを選択することができます。

表3

適用する生命保険料控除	控除額
(ア)新契約分のみを控除として適用	上記①に基づき計算した控除額（上限28,000円）
(イ)旧契約分のみを控除として適用	上記②に基づき計算した控除額（上限35,000円）
(ウ)新契約分と旧契約分の双方を控除として適用	上記①に基づき計算した控除額と上記②に基づき計算した控除額の合計額

◎ 上記①~③に基づき計算した控除額の合計額が生命保険料控除の金額となります。なお、①~③に基づき計算した控除額の合計額が70,000円を超える場合は、70,000円が控除額となります。

### 退職所得課税の見直し

平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等により、退職所得の分離課税に係る所得割の額からその10%に相当する金額を控除する措置が廃止されます。また、勤続年数が5年以内の法人役員（議員及び公務員を含む）について、退職所得の2分の1課税が廃止されます。